

麻薬及び向精神薬取締法違反被疑事件

被疑者 [REDACTED] さん (勾留場所：警視庁 [REDACTED] 警察署留置施設)

通 知 書

2025年4月29日

東京地方検察庁 公安部

検察官 [REDACTED] 殿

(FAX: [REDACTED])

〒120-0034 東京都足立区千住3-98-604 千住ミルディスII番館

弁護士法人 北千住パブリック法律事務所

弁護士 増 井 俊 輔



[REDACTED] さんに対する捜査について、次のとおり通知します。

[REDACTED] さんは、いかなる被疑事実についても、検察官の取調べを受けることを拒否します。これは日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通知を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

[REDACTED] さんを取調べのために東京地検に呼び出さないでください。[REDACTED] 警察署に赴いて、[REDACTED] さんの取調べをしないでください。

なお、弁護士は、4月30日(水)に検察官の取調べが予定されており、[REDACTED] さんが東京地検に押送される予定である旨聞きました。同30日の取調べについても、[REDACTED] さんは拒否します。同30日 [REDACTED] 時に勾留理由開示期日が指定されていますが、[REDACTED] さんは同期日に出席するために押送バスに乗車するのであり、東京地検等での取調べを行わないよう申し入れます。

[REDACTED] さん本人作成の意思表明書(写し)1枚を、添付同送します。 以上

東京地方検察庁 検察官検事 殿

警視庁 警察署長 殿

意思表示書

私は黙秘権を行使し、おのれ、取調心をしていただき。

2025年 4月 27日

麻薬及び向精神薬取締法違反被疑事件

被疑者 ■■■■■ さん

通 知 書

2025年4月29日

警視庁■■■警察署長 殿

警視庁■■■警察署 刑事課長 殿

弁護士 増 井 俊 輔



■■■■■さんに対する捜査について、次のとおり通知します。

■■■■■さんは、いかなる被疑事実についても、警察官の取調べを受けることを拒否します。これは日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通知を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

■■■■■さんを取調室に呼び出さないでください。■■■■■さんの取調べをしないでください。

なお、弁護士は、4月30日（水）に検察官の取調べが予定されており、■■■■■さんが東京地検に押送される予定である旨聞きました。同30日の検察官の取調べについても、■■■■■さんは拒否します。同30日■■■■■時に勾留理由開示期日が指定されていますが、■■■■■さんは同期日に出席するために押送バスに乗車するものです。検察官の取調べのために、■■■■■さんを東京地検に押送しないでください。

以上

麻薬及び向精神薬取締法違反被疑事件

被疑者 ■■■■■ さん

通 知 書

2025年4月29日

警視庁■■■警察署 警務課長 殿

弁護士 増 井 俊 輔



■■■■■さんに対する処遇について、次のとおり通知します。

■■■■■さんは、いかなる被疑事実についても、今後一切の検察官及び警察官の取調べを受けることを拒否します。これは日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通知を無視して■■■■■さんを取調べに連れて行くことは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

取調べのために■■■■■さんを居室から出さないでください。居室から出るように■■■■■さんを説得しないでください。

■■■■■さんが居室から出ないことを理由に不利益な処遇をすることも、黙秘権侵害に他なりません。

居室から出ないことを理由に■■■■■さんに不利益な処遇をしないでください。

なお、弁護士は、4月30日（水）に検察官の取調べが予定されており、■■■■■さんが東京地検に押送される予定である旨聞きました。同30日の検察官の取調べについても、■■■■■さんは拒否します。同30日■■■■■時に勾留理由開示期日が指定されていますが、■■■■■さんは同期日に出席するために押送バスに乗車するものです。検察官の取調べのために、■■■■■さんを東京地検に押送しないでください。

以上